

高齢者虐待防止のための指針

株式会社フェルトブラウ
訪問看護ステーション明日の樹
定期巡回ステーション明日の樹
居宅介護支援事業所明日の樹
ナーシングホーム明日の樹

1. 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 虐待の定義（詳細別表1参照）

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(1) 委員会の構成

- ・委員長は管理者が務める。
- ・委員会の委員は訪問看護ステーション明日の樹、定期巡回ステーション明日の樹、居宅支援事業所明日の樹の職員とする。

(2) 委員会の開催

- ・委員会は委員長の招集により年2回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等必要な際は随時委員会を開催する。また、応じてテレビ会議システム等を活用して行うことができる。

(3) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (ア) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- (エ) 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (オ) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (キ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止の徹底する内容とする。

- (1) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (2) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は役職位等の如何を問わず厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し関係機関や地域住民等に説明を行う。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し必要に応じて、社会福祉協議会、市町村の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。

改定 令和6年7月1日より施行する。

別表 1

種類	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等
ネグレクト	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等